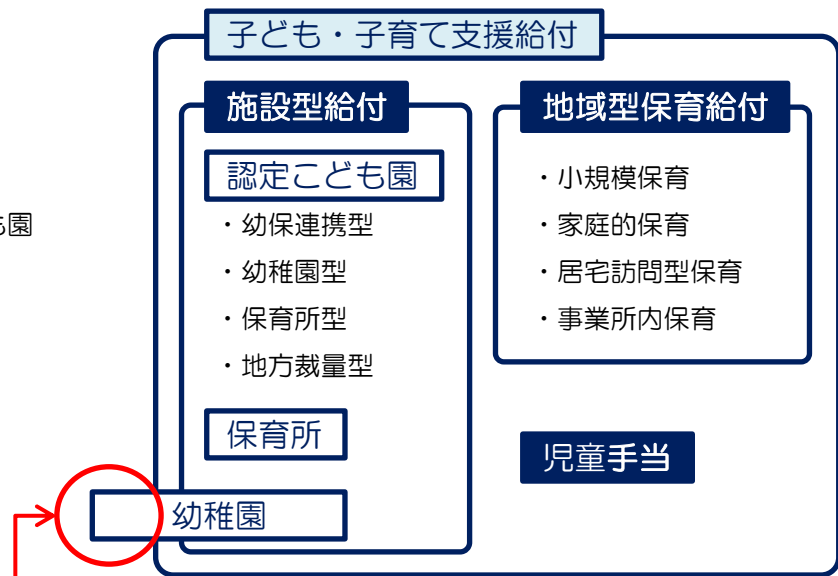


子ども・子育て支援新制度に関わる各種施設及び事業について

現行制度 [施設・事業]

- 保育所**
[公立 59所] [私立 58所]
- 認定こども園**
[私立 1所] 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園**
[公立 16園] [私立 23園]
- 認可外保育施設**
[事業所内保育施設 4所]
[院内保育施設 14所]
[ベビーホテル 4所]
[その他 4所]

子ども・子育て支援新制度



施設型給付を受けない幼稚園
[従来どおりの私学助成制度が適用される]

地域子育て支援拠点事業

- [ふくやま子育て応援センター]
- [公立保育所 9施設] [私立保育所 20施設]

妊婦健康診査

乳児家庭全戸訪問事業

育児支援家庭訪問事業

子育て短期支援事業

- [短期入所生活援助事業] [夜間養護等事業]

ファミリー・サポート・センター事業

- [ふくやま子育て応援センター]

一時預かり事業

- [公立保育所 全所] [私立保育所 54所]

延長保育事業

- [公立保育所 全所] [私立保育所 全所]
- [公立幼稚園 全園] [私立幼稚園 22園]

病児・病後児保育事業

- [医療機関付設 3施設]

放課後児童クラブ

- [75施設・99教室]
- [私立保育所 5施設]

地域子ども・子育て支援事業

新規 利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

妊婦健康診査

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

子育て短期支援事業

ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)

一時預かり事業

延長保育事業

病児保育事業

放課後児童クラブ
(放課後児童健全育成事業)

新規 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度に関わる
各種施設及び事業について
(資料)

目次

○保育所	No. 1	○子育て短期支援事業	No. 9
○認定こども園.....	No. 2	○ファミリー・サポート・センター事業	No. 10
○幼稚園	No. 3	○一時預かり事業	No. 11
○認可外保育施設.....	No. 4	○幼稚園の預かり保育	No. 12
○地域型保育給付	No. 5	○延長保育事業	No. 13
○利用者支援事業	No. 6	○病児・病後児保育事業.....	No. 14
○地域子育て支援拠点事業.....	No. 7	○放課後児童クラブ	No. 15
○妊婦健康診査.....	No. 8	○実費徴収に係る補足給付を行う事業	No. 16
○乳児家庭全戸訪問事業	No. 8	○多様な主体の本制度への参入促進事業	No. 16
○育児支援家庭訪問事業	No. 8		

保育所

事業概要説明
No.1

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。
保育の実施は、乳児又は幼児の保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、当該乳児又は幼児を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該乳児又は幼児を保育することができないと認められる場合に行うこととされています。

- ・ 居宅外で労働することを常態としていること。
- ・ 居宅内で当該乳児等と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ・ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをする同居の親族を常時介護していること。
- ・ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

○入所状況（2013年（平成25年）5月1日現在）

公・私	施設数	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	計
公立	59所	142人	1,506人	1,166人	2,350人	5,164人
私立	59所	330人	2,372人	1,447人	2,912人	7,061人
全体	118所	472人	3,878人	2,613人	5,262人	12,225人

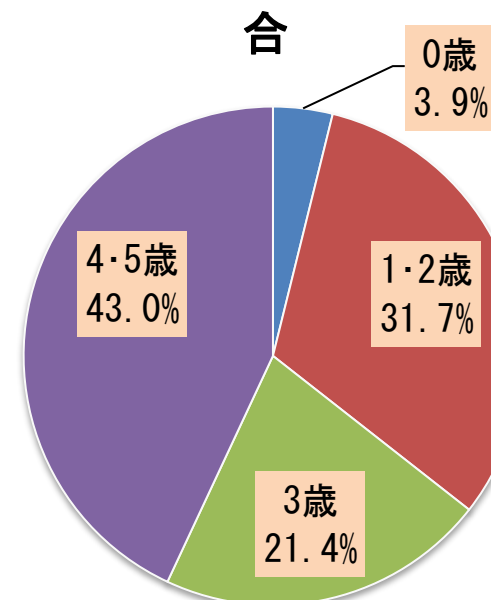
○子ども・子育て支援新制度との関係

保育所を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けることとなります（現行は入所申請のみ）。

また、保育の必要性の認定に当たっては、現行では入所要件を政令の基準に従い条例で定めていますが、新制度においては、内閣府令で定めることとされており、長時間認定又は短時間認定の区分や優先利用についても議論されています。

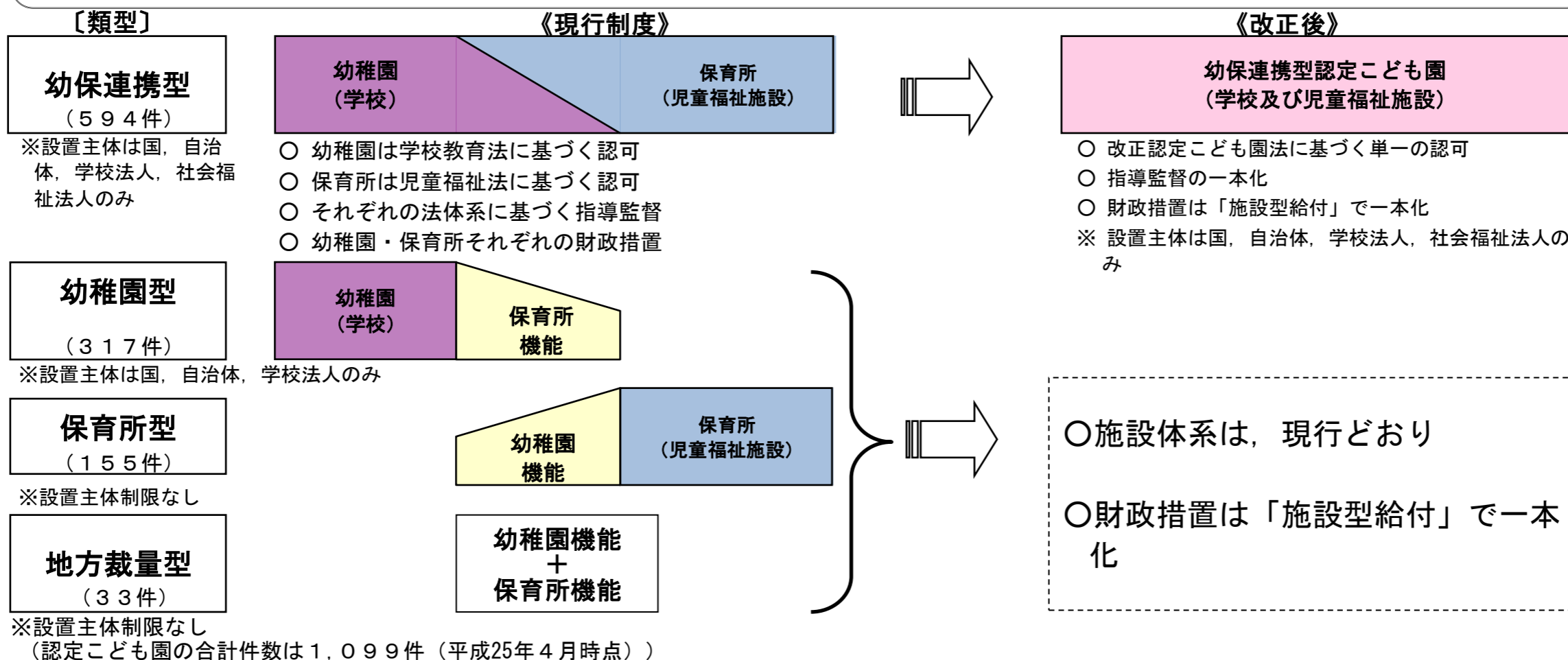
保育所を利用した場合の給付費については、法の経過措置により当分の間、市から施設に対し委託費として支払うこととされています。

年齢別入所児童の割合



認定こども園

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



幼稚園

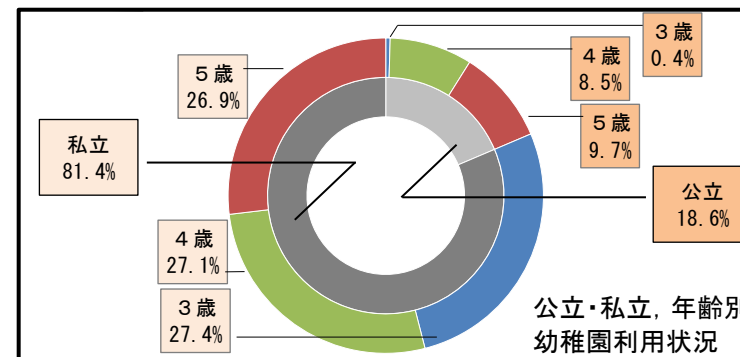
事業概要説明
No.3

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児です。

○施設数及び利用実績（2013年（平成25年）5月1日現在）

公私別	施設数	利用人数			
		3歳	4歳	5歳	計
公立	16園	21人	397人	452人	870人
私立	23園	1,281人	1,268人	1,258人	3,807人
全体	39園	1,302人	1,665人	1,710人	4,677人



○子ども・子育て支援新制度との関係

幼稚園は、新制度施行に向け、施設型給付施設となるか、私学助成対象施設として継続するかを、選択することとなります。

新制度における、給付単価（公定価格）や新たに設けられる基準については、国（内閣府、文部科学省、厚生労働省）において検討が進められています。

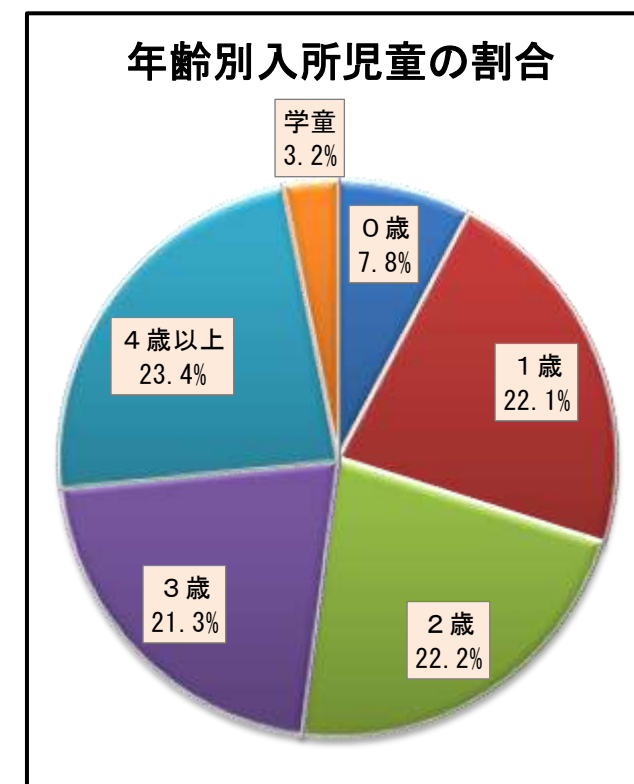
区分	施設類型	認可	確認	財政措置	選考・保育料等の取扱い	
施設型給付施設（新制度）	認定こども園	幼保連携型	・必要 （新基準（国が検討中）による認可）	・必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定を受けた利用者については、「保育時間」に対応する「施設型給付」 ・保育の必要性の認定を受けない利用者については、「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 	<ul style="list-style-type: none"> ・応諾義務（定員を超えた場合は選考可） ・公定価格（一定の要件の下で上乘せ徴収可）
		幼稚園型	・必要 （従来基準による認定）			
	幼稚園	・必要 （現在受けている認可）	・必要 （特段の申出を行わなければ、確認があったものとみなす）	・「教育標準時間」に対応する「施設型給付」		
従来施設	幼稚園	・必要 （現在受けている認可）	・不要	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成 ・幼稚園就園奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> ・建学の精神に基づく選考 ・価格は設置者が設定 	

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的にはベビーホテル、託児所、事業所内保育施設、院内保育施設があげられる。運営基準については、国から指導監督指針が示されている。また、1日に保育する乳幼児が5人以下の施設など一部の施設を除き事業開始の届出が必要となる。

○利用状況（2013年（平成25年）3月31日現在）

区分	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	学童	計
事業所内保育施設	4所	人	12人	6人	7人	7人	5人	32人
院内保育施設	14所	41人	107人	87人	55人	30人	5人	320人
ベビーホテル	4所	8人	17人	20人	20人	19人	8人	84人
その他	4所	3人	11人	35人	60人	100人	3人	209人
全体	26所	52人	147人	148人	142人	156人	21人	666人



○子ども・子育て支援新制度との関係

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を給付対象としているところであり、低年齢児の受皿としての役割が期待される。

- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

利用者支援事業

新規

事業概要説明
No.6

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。また、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

○主な事業内容

- ・ 総合的な利用者支援
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」
- ・ 地域連携
子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

○福山市の現状

- ・ 行政窓口、地域子育て支援拠点施設等において、保育施設や地域子育て支援事業の情報を集約し、情報提供しています。
- ・ 地域子育て支援拠点施設、保育施設等において、子育て相談への対応をしています。

地域子育て支援拠点事業

事業概要説明
No.7

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置しています。

事業内容は、就学前児童と保護者を対象に子育てサークルや遊びの場の提供、子育てに関する相談や情報提供を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を行っています。

○利用実績（2012年度（平成24年度））

区分	施設数	延利用人数		
		施設利用等	育児相談	利用合計
公立	10所	72,060人	12,453人	84,513人
私立	17所	67,537人	8,035人	75,572人
合計	27所	139,597人	20,488人	160,085人

○実施状況（2013年度）

区分	施設数	公私の別	施設数	種別	施設数
一般型	30所	公立	10所	旧センター型	7所
				旧ひろば型	3所
		私立	20所	旧センター型	4所
				旧ひろば型	16所

※旧センター型：週5日以上実施 旧ひろば型：週3日以上実施

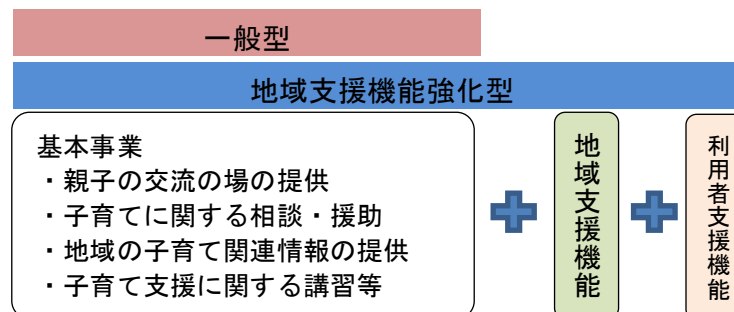
○子ども・子育て支援新制度との関係

事業内容を再編し、基本事業と地域支援からなる事業になります。

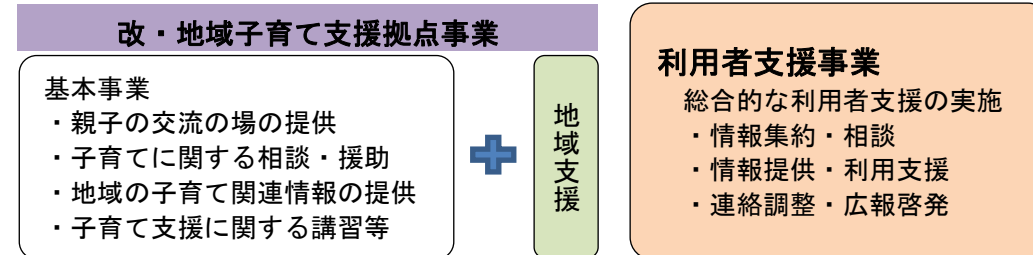
利用者支援機能については、機能を強化し、利用者支援事業になります。

■制度の概要

【現状】



【新制度】



妊婦健康診査

事業概要説明
No.8

妊婦の医療機関での検診費用の一部を助成するため、補助券等を交付します。

- ・妊婦一般健康診査補助券（問診・診察・必要に応じた検査を行います。）
1回の妊娠につき14枚
- ・妊婦一般健康診査検査券（妊娠初期に必要な検査を行います。）
1回の妊娠につき1枚
- ・子宮頸がん検査受診券 1回の妊娠につき1枚
- ・クラミジア検査受診券 1回の妊娠につき1枚

○受診実績 2012年度（平成24年度）

区分	件数・人数
妊婦一般健康診査	52,970件
妊婦一般健康診査検査	4,565人
子宮頸がん検診	4,540人
クラミジア検査	4,455人

乳児家庭全戸訪問事業

保健師、育児家庭訪問員、子育て支援ボランティア（キラキラサポーター）などが、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児に関する相談を行います。

○実績 2012年度（平成24年度）

訪問数			
保健師	訪問員	子育て支援ボランティア	訪問数合計
1,877人	1,129人	947人	3,953人

育児支援家庭訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や育児支援家庭訪問指導員が訪問し具体的な養育に関する助言などを行うことにより、個々の家庭の抱える様々な問題の解決・軽減を図ります。

○実績 2012年度（平成24年度）

訪問延べ件数	294件
--------	------

子育て短期支援事業

事業概要説明
No.9

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病，仕事，育児疲れ等のために，家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に，児童養護施設等において児童を短期間（原則，7日以内）預かる。

② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に，児童養護施設等において預かる。

○対象

0歳～18歳の児童

○経費（保護者負担金）

保護者の所得状況により負担金が異なる。
区分：生活保護世帯，市町村民税非課税世帯，その他

○実施施設

2施設に委託して実施（右記のとおり）

○利用実績（2012年度（平成24年度））

実施施設	対象年齢	事業区分	利用実人数	利用延日数
福山乳児院	2歳未満	ショートステイ	4人	16日
		トワイライトステイ	0人	0日
		計	4人	16日
こぶしヶ丘学園	2歳以上	ショートステイ	5人	24日
		トワイライトステイ	0人	0日
		計	5人	24日
合計			9人	40日

ファミリー・サポート・センター事業

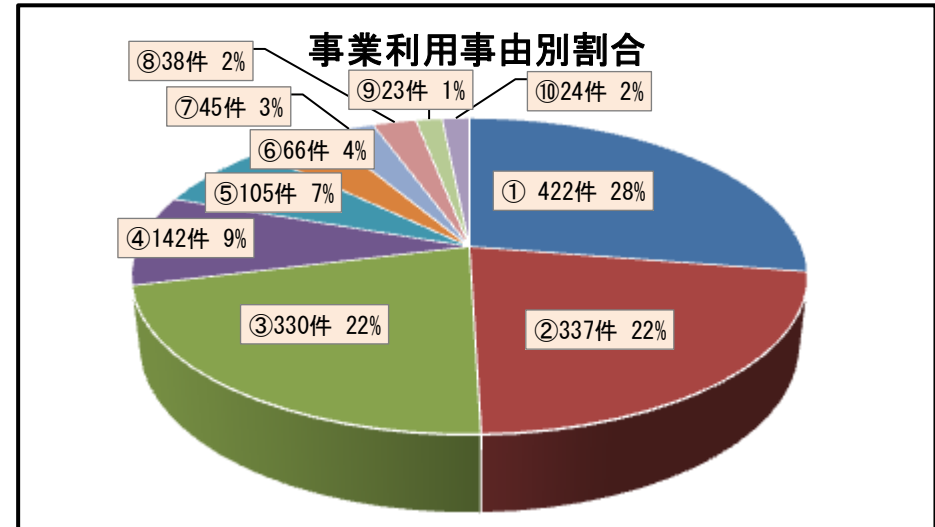
事業概要説明
No.10

子育てを応援してほしい人（依頼会員）と、子育てを応援したい人（協力会員）が互いに会員となって地域で子育てを助け合う活動を行うもの。
新制度では、児童福祉法に次のように定義されます。
次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連携及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業

- ・ 児童を一時的に預かり、必要な保護を行う。
- ・ 児童が外出することができるよう、その移動を支援すること。

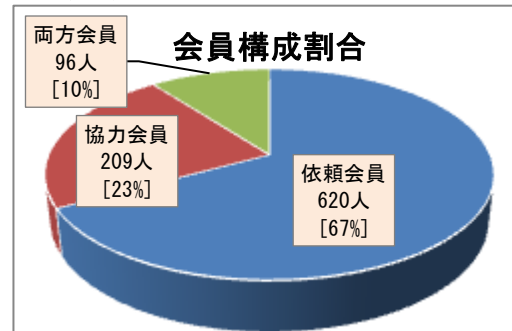
○事業利用事由の主なもの（2012年度（平成24年度））

利用内容	件数
① 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	422件
② 子どもの習い事等の場合の援助	337件
③ 学童の送迎	330件
④ 保護者等の外出の場合の援助	142件
⑤ 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	105件
⑥ 保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	66件
⑦ 学童の放課後の預かり	45件
⑧ 学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	38件
⑨ 保護者等の病気、その他急用の場合の援助	23件
⑩ その他（子どもの病気時の援助、冠婚葬祭時の援助 等）	24件
合計	1,532件

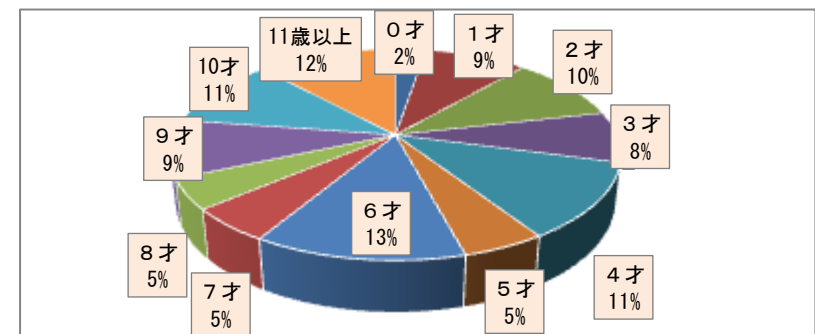


○2012年度（平成24年度）会員数

種別	会員数
依頼会員	620人
協力会員	209人
両方会員	96人
合計	925人



○2012年度（平成24年度）事業利用年齢別割合



地域型保育給付

新規

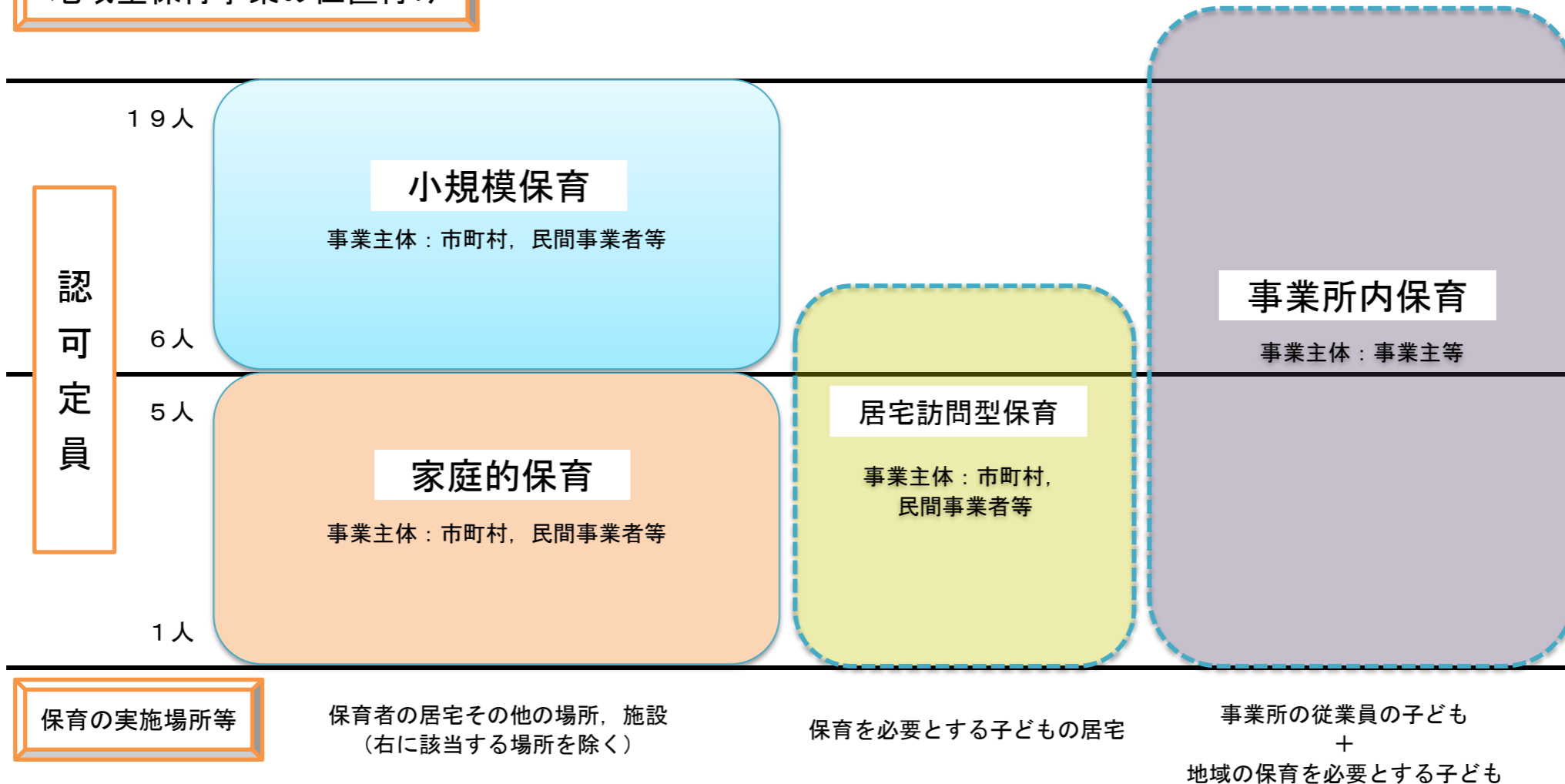
事業概要説明
No.5

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付費・委託費に加え、次に掲げる保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

待機児童が都市部に集中し、また、待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくことから、基本的には満3歳未満の利用を想定している。

地域型保育事業の位置付け



一時預かり事業

事業概要説明
No.11

常日頃、保育所を利用していない家庭において、保護者の就労や病気など、急な出来事のため、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、乳幼児を預かる事業です。

○利用実績 (2012年度(平成24年度))

区分	施設数	利用者延人数						計	備考
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
公立	5所	2,265人	5,217人	4,322人	1,094人	206人	79人	13,183人	14日利用可能施設
	56所	202人	605人	985人	440人	91人	48人	2,371人	5日利用可能施設
私立	13所	3,754人	5,707人	5,752人	1,960人	317人	374人	17,864人	補助対象施設
全体	74所	6,221人	11,529人	11,059人	3,494人	614人	501人	33,418人	-

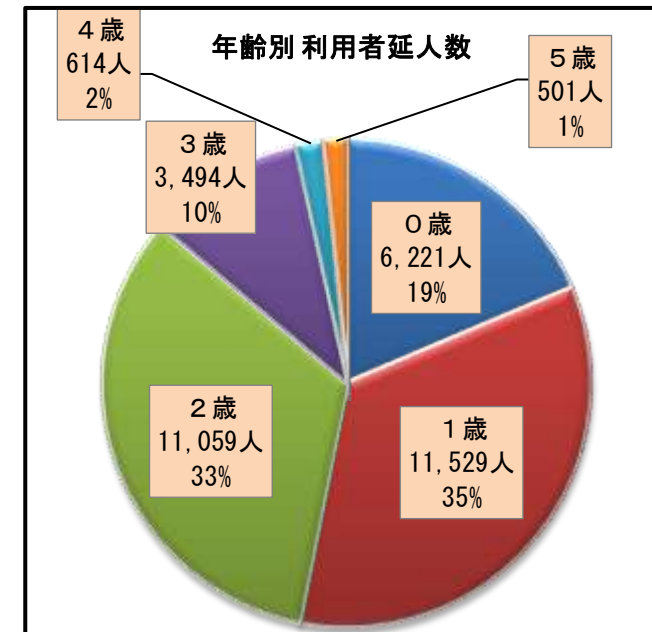
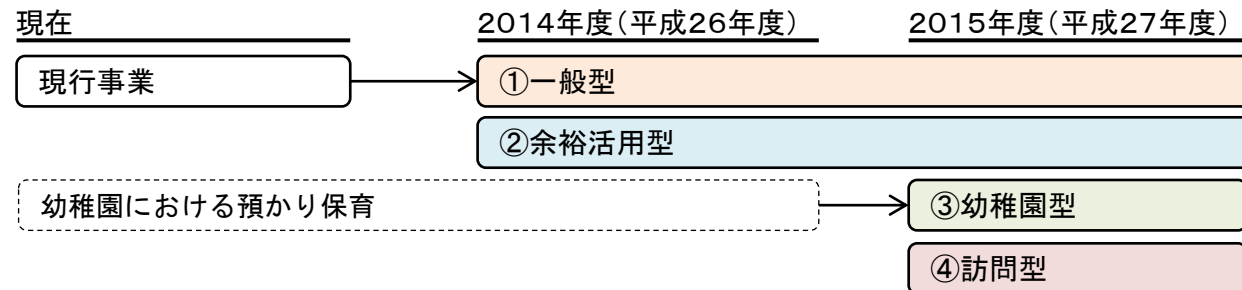
14日利用可能施設：三吉、紅葉、西、柳津、川口（12月から）

○実施状況

5日利用可能施設：上記を除く公立保育所全所

区分	施設数	公私の別		補助区分	
		公立	私立	対象	対象外
保育所型	113所	59所	-	-	-
		54所	13所	41所	

○子ども・子育て支援新制度との関係



新制度に向けて、一部事業が先行実施されます。

- ①内容については、現行と同様。保育士配置要件を緩和
- ②保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に定員の範囲内で実施
- ③内容については、現行と同様。主な対象は、園児
- ④児童の居宅において一時預かりを実施

幼稚園の預かり保育

事業概要説明
No.12

幼稚園において、保護者の要請等に応じて、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望する者を対象に預かり保育を行う事業です。

○実施状況（2012年度（平成24年度））

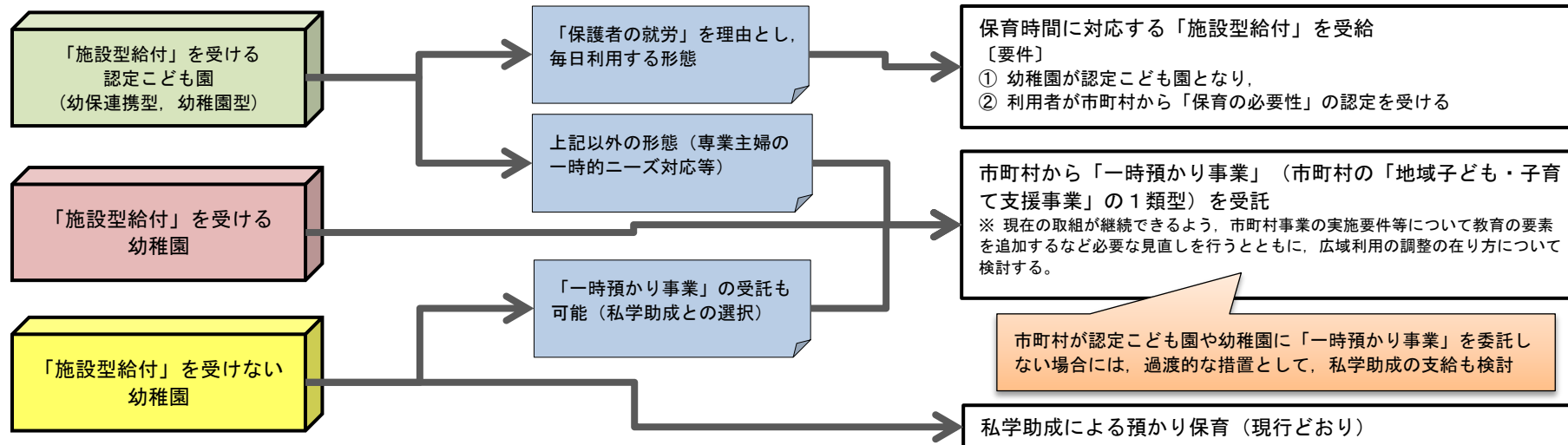
表

グラフ

グラフ

○子ども・子育て支援新制度との関係

現行制度において「預かり保育」は、私学助成（特別補助）を受けて実施していますが、新制度においては、認定こども園に移行した幼稚園は、市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを受け入れ、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。また、それ以外は、市町村から「一時預かり事業」を受託し、園児を主対象とした預かり保育を実施することとなります。



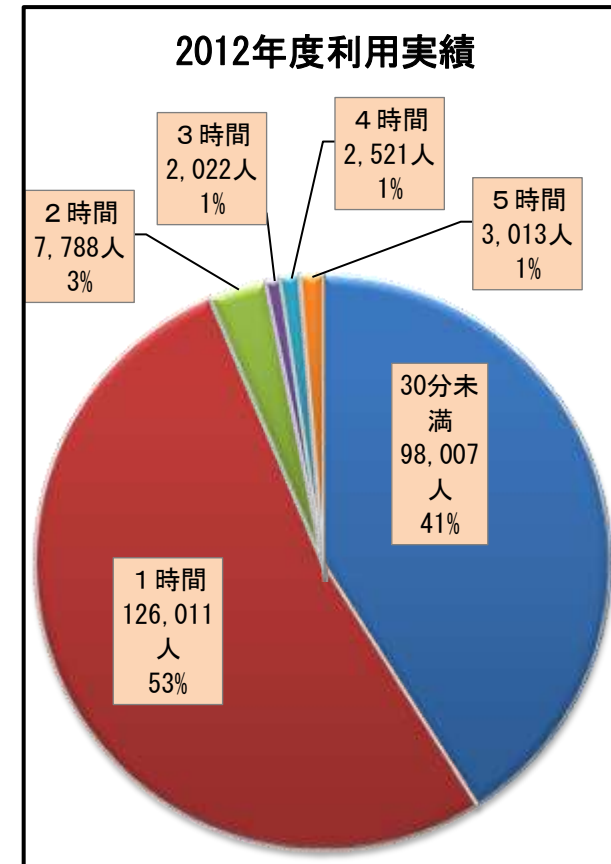
延長保育事業

事業概要説明
No.13

就労形態の多様化や通勤時間の増加などにより、保育時間終了後においても、家庭で児童を保育することができない場合に、児童を預かる事業です。

○利用実績（2012年度（平成24年度））

区分	延長時間数	施設数	時間区分					計	
			30分未満	1時間	2時間	3時間	4時間		5時間
公立	1時間	61所	38,918人	29,626人					68,544人
私立	5時間	2所	693人	1,468人	912人	1,515人	2,347人	3,013人	9,948人
	4時間	1所	3,598人	8,162人	1,925人	507人	174人		14,366人
	2時間	7所	7,421人	20,108人	4,951人				32,480人
	1時間	45所	47,377人	66,647人					114,024人
	小計	55所	59,089人	96,385人	7,788人	2,022人	2,521人	3,013人	170,818人
合計		116所	98,007人	126,011人	7,788人	2,022人	2,521人	3,013人	239,362人



○実施状況（2013年度（平成25年度））

公私の別	事業区分	施設数
公立	1時間延長	59所
私立	5時間延長	2所
	4時間延長	1所
	2時間延長	7所
	1時間延長	46所
	補助対象外	3所
合計		118所

○子ども・子育て支援新制度との関係

現行の保育所における延長保育（一般型（仮称））と、居宅訪問型保育に準じた訪問型を実施し、施設における少人数の延長保育ニーズ、過疎地域や障がい児等に対応できる体制を充実することが検討されています。

病児・病後児保育事業

事業概要説明
No.14

児童が病気の状態（回復期を含む。）で、集団保育等が困難な期間にあり、保護者が勤務等の都合により家庭での育児を行うことが困難な場合に、医療機関に附設された保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成等に寄与する。

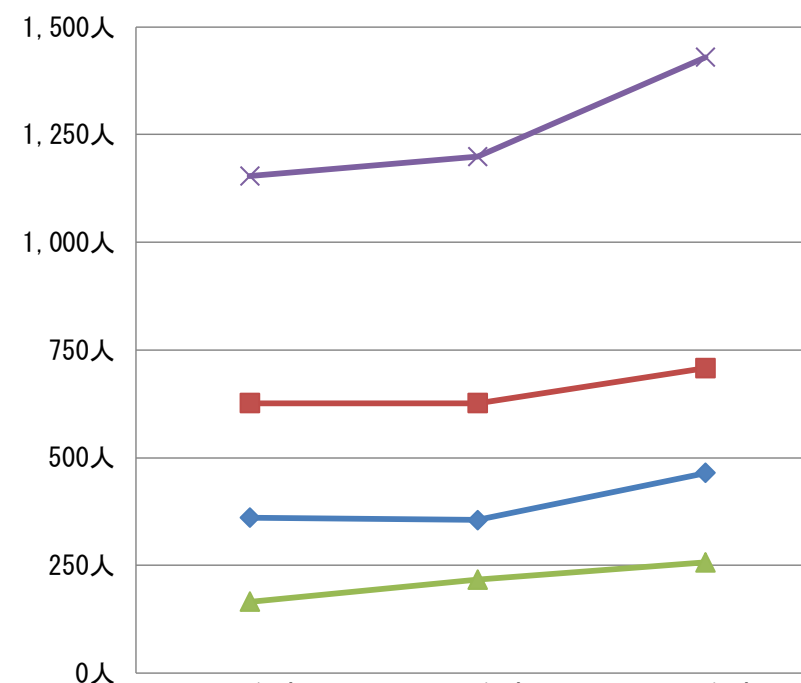
現行制度である①病児対応型・病後児対応型、②体調不良児対応型、③非施設型（訪問型）の3種類のうち、地域の病児・病後児について広く対応できる①の事業を3施設で実施している。⇒2014年度（平成26年度）は4施設での実施を予定

○施設別利用状況（2012年度（平成24年度））

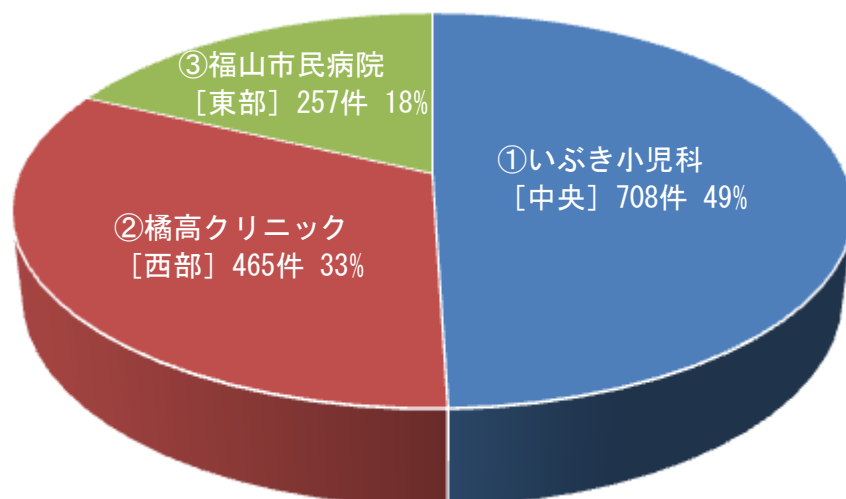
施設名	延利用者数
①いぶき小児科 [中央]	708件
②橘高クリニック [西部]	465件
③福山市民病院 [東部]	257件
合計	1,430件

※2014年度（平成26年度）は[北部地域]に1施設開設予定

病児・病後児保育 年度別利用者推移



施設別利用件数割合



放課後児童クラブ

事業概要説明
No.15

福山市放課後児童クラブは、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。
市内の小学校の1～3年生（特別支援学級に在籍等の児童は1～6年生）に在籍する児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童が対象です。

○実績（2013年度（平成25年度））

クラブ数	教室数	利用児童数		利用率		
		時点	人数	平日	土曜	
75	99	4月1日	3,373人	46.7%	10.3%	春休み
		5月1日	3,955人	75.0%	14.4%	
		8月1日	5,036人	66.8%	12.1%	夏休み
		1月4日	3,976人	50.1%	10.2%	冬休み

○利用料

月額3,000円 ※減免制度有
兄弟での利用の場合 2人目から半額（1,500円）
おやつ代は別途（1,500～2,000円程度）クラブにより異なります。

○減免制度

- 1 生活保護世帯（利用料免除）
- 2 市民税非課税世帯（利用料免除）
- 3 災害その他の特別の事情があると市長が認めた場合

○開設時間

区分	月曜日～金曜日	土曜日
通常期	下校時～18時00分	8時30分～13時45分
3期休業	8時30分～18時00分	8時30分～13時45分

○開設クラブ

赤坂	曙	旭	旭丘	網引	有磨	泉	伊勢丘
今津	内海	駅家	駅家西	駅家東	大谷台	大津野	春日
霞	金江	神村	加茂	川口	川口東	神辺	熊野
蔵王	桜丘	山南	樹徳	新市	新涯	瀬戸	千田
高島	竹尋	多治米	中条	常石	常金丸	津之郷	坪生
手城	戸手	鞆	長浜	西	西深津	能登原	野々浜
走島	服部	東	東村	光	引野	久松台	日吉台
深津	福相	藤江	本郷	幕山	松永	道上	緑丘
南	御野	箕島	水呑	御幸	明王台	宜山	柳津
山手	湯田	ゆめな					

※常石・能登原・ゆめな放課後児童クラブは各保育所（園）で実施

※内海放課後児童クラブは内海公民館内で実施

○参考 保育所地域活動事業による小学校低学年児童の受入れ

保育所名	延利用児童数
千田西保育所	1,807人
なかよし保育園	5,070人
童心園保育所	1,607人
若葉園保育所	939人
水呑保育所	2,454人
計	11,877人

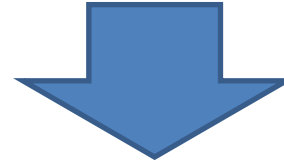
（2013年度実績）
延利用児童数であり、放課後児童クラブの数値とは異なります。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要説明
No.16

新規

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業



国において施設型給付費等の公定価格の議論と併せて検討されています。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



次に掲げる視点から検討されています。

○待機児童加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所などの設置を促進していくことが必要

○一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の軌道に乗り、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要

○地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、保育所、小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか